

# 神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（素案）に関する

## 意見整理台帳

○意見募集期間 平成23年10月3日（月曜日）から平成23年10月31日（月曜日）

○意見提出件数 51件

○意見提出者数 10人

○意見内容の概要

意見区分	件数
1 第2次広域計画について	4件
2 医療保険制度全般について	9件
3 保険料について	12件
4 資格について	5件
5 医療給付について	6件
6 広域連合議会について	4件
7 広報広聴活動について	8件
8 その他	3件

○広域連合の考え方の概要

反映区分	件数
A ご意見等の趣旨を計画（案）に反映した（している）もの	10件
B ご意見等を制度の運営にあたり参考とするもの	10件
C 今回改定する計画（案）に反映しないもの（法令改正を要するものなど）	31件

いただいたご意見の中で内容が重複、類似するものについては、取りまとめて整理させていただいております。また、第2次広域計画（素案）に対するご意見ではなく、ご質問と判断させていただいたものについては、この台帳には整理しておりません。

【1 第2次広域計画についてのご意見】

番号	意見の要旨	反映区分	反映に係る広域連合の考え方
1	国が年齢区分を改め、国民医療保険への「移行」を図っていることについて、的確な説明がなされていないのではないか。	A	ご意見の趣旨は、計画（案）の「はじめに」の記述に反映いたします。
2	広域計画（素案）の文中に、広報活動について、「周知を推進したことにより、制度として定着しつつあるものと考えています」という表現があるが、この見方は甘いのではないか。	A	ご意見の趣旨は、計画（案）の「はじめに」の記述に反映いたします。
3	素案に対する意見の反映はないのか。	C	今回の広域計画素案へのご意見に関しては、内容に応じて計画（案）に反映いたします。
4	後期高齢者医療制度について、今回の意見募集で被保険者の意見を取り入れ、改善してほしい。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。

【2 医療保険制度全般についてのご意見】

番号	意見の要旨	反映区分	反映に係る広域連合の考え方
5	今後の医療制度は、後期高齢者医療制度を廃止するのではなく、国民的医療制度への移行と理解してよいか。	C	厚生労働大臣主宰による『高齢者医療制度改革会議』の最終とりまとめでは、新たな制度の具体的な内容として、「後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する」とされています。
6	国の方針のとおり、後期高齢者医療制度、広域連合は廃止すべきではないか。 【同様のご意見が、合計で3件ありました。】	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。
7	後期高齢者医療制度と介護保険制度を結合し、新たな制度を作るべきではないか。 【同様のご意見が、合計で2件ありました。】	C	介護保険制度や医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。
8	身体障害者の保険制度は、国民全体で負担すべきではないか。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。
9	後期高齢者医療制度も一般と同じ医療にした方が、無駄な出費を省くことができるのではないか。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。
10	現在の後期高齢者医療制度に前期高齢者も被保険者として加えるべきではないか。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。

【3 保険料についてのご意見】

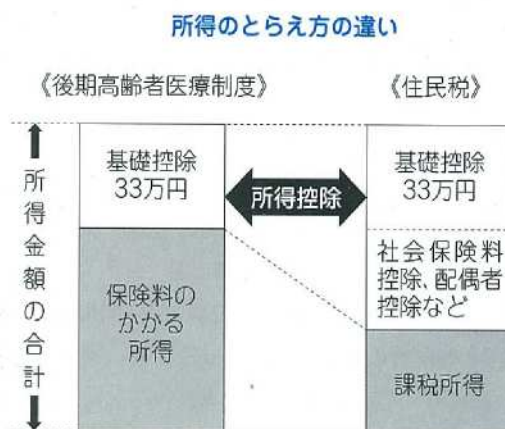
番号	意見の要旨	反映区分	反映に係る広域連合の考え方
11	「公費負担の一層の拡大」で保険料の上昇抑制や引き下げを図ることなど、負担軽減が求められているのではないか。 【同様のご意見が、合計で3件ありました。】	A	ご意見の趣旨は、計画（素案）の「後期高齢者医療制度の保険料の推移について」及び「医療費の適正化と健全な財政運営」に掲載しております。
12	滞納者の生活実態をどれだけ把握しているのか。	A	滞納者の生活実態については、計画（素案）の「医療費の適正化と健全な財政運営」とおり、保険料の徴収事務の一環として、市町村において把握することになっております。
13	保険料について、経営的な判断のできる説明資料がほしい。	A	ご意見の趣旨の一端は、計画（素案）の「資料7」に掲載しており、計画（案）に説明文を追加いたしますが、より詳しくは、『平成22・23年度の後期高齢者医療保険料の算定について』等で公表しております。
14	後期高齢者医療制度の保険料は、所得差を設けることで、より複雑になったのではないか。	C	後期高齢者医療制度の保険料は、国が法令で示す基準に従って、広域連合の条例に基づき算定されており、保険料は所得に応じてご負担していただく仕組みになっております。
15	後期高齢者医療制度の保険料は、国民健康保険加入時より不当に高額になった。	C	後期高齢者医療制度の保険料は、国が法令で示す基準に従って、広域連合の条例に基づき算定されており、県内では均一の保険料率となりますが、国民健康保険の保険料は、市町村ごとに異なるため、ご意見のような状況が生じることがあります。詳しくは後述の（注）をご参照ください。
16	2010年度の後期高齢者医療制度は黒字であるが、最初から黒字になるように保険料を設定したのではないか。	C	後期高齢者医療制度では、2か年の財政運営期間の中で、収支が均衡するように保険料を設定することとされており、2010年度は、現財政運営期間（2010年度及び2011年度）の1年目ですので、余剰金が発生することを想定しております。なお医療費の実際の推移や保険料の収納状況により、財政運営期間の2年目に余剰金が生じた場合には、次の財政運営期間の保険料の抑制に使用することになります。

番号	意見の要旨	反映区分	反映に係る広域連合の考え方
17	将来的には年金支給時期が70歳以上になる可能性もあることから、現役世代の人は厚生年金保険料による企業側の2分の1負担に戻すべきではないか。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。
18	後期高齢者医療保制度は、扶養を認めず、個別個人毎に課税する過酷な制度ではないか。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。
19	厚生年金保険料の上限額が60万円から121万円に引き上げを検討していることから、後期高齢者医療保険制度の保険料も上限を引き上げ、50万円以下の負担率を軽減するべきではないか。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。
20	介護保険料と医療保険料の査定方法を統一し、徴収してほしい。	C	介護保険制度や医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。

(注)

●国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移ったら、保険料が大幅に上がりました。なぜですか？

**答** 県内の一部の市町村における国民健康保険料の算定にあつては、市町村(県)民税額をもとに保険料を決めているところがあります。市町村(県)民税では保険料の算出のもととなる所得について、医療費控除や社会保険料控除、障害者控除など、さまざまな控除があります。一方、後期高齢者医療制度の保険料の算定においては、国民健康保険の計算方式(市町村(県)民税方式)から切り替わり、保険料のかかる所得を計算するときの所得控除額が、基礎控除の33万円のみとなります。その結果、控除額が市町村(県)民税をもとに算定した国民健康保険と比べて少なくなるため、保険料のかかる所得が高くなり、これまで所得割がかからなかった方に所得割額がかかったり、所得割額が増える場合があります。このように、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料の算定方法が異なる市町村においては、一部の方が国民健康保険料に比較して高くなる場合があります。



\* 『後期高齢者医療制度ガイドブック[平成23年3月一部改正]』より引用しました。

【4 資格についてのご意見】

番号	意見の要旨	反映区分	反映に係る広域連合の考え方
2 1	後期高齢者医療制度の被保険者証は、キャッシュカードのような「プラスチック製のカード式」に変更すべきではないか。	B	ご意見の趣旨は、後期高齢者医療制度を運営するにあたり参考にいたします。
2 2	国民健康保険の滞納問題と同様、「窓口に来るように」と短期被保険者証を出すようなことは、高齢者の実態とあっていないのではないか。	C	保険料の公平な負担という観点では、短期被保険者証の活用を検討することは必要であると考えております。
2 3	自己負担割合の決定に際して、住民税の課税標準額を基準にして判定するのではなく、後期高齢者医療の基準額をもう少し高めに設定できないか。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。
2 4	後期高齢者医療制度の負担割合の判定について、国税庁と調整して、確定申告資料を必要であれば改正するなどして、自動判定することはできないか。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。
2 5	後期高齢者医療制度は老人保健制度に戻し、医療費負担割合を一律均等に 2 割に統一すべきではないか。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。

【5 医療給付についてのご意見】

番号	意見の要旨	反映区分	反映に係る広域連合の考え方
26	後期高齢者医療制度は不正受給が生じにくいと評価している。	B	ご意見の趣旨は、医療費の適正化に取り組むにあたり、参考にいたします。
27	医療費通知及び後発医薬品の普及啓発は、全く必要ないのではないかと。 【同様のご意見が、合計で3件ありました。】	C	医療費通知は、被保険者の方々が病気やけがのため病院などで診療を受けたときの医療費の総額についてお知らせするもので、健康に対する関心を高めさせていただくとともに、後期高齢者医療制度へのご理解を深めていただくためにお送りしております。 また、後発医薬品は、先発医薬品（新薬）と同じ有効成分、同等の効能・効果を持つ医薬品で、先発医薬品より安価であり、被保険者の方々の自己負担額の軽減及び医療保険財政の改善につながります。 計画（素案）の「医療費の適正化」に反映しているとおおり、費用対効果に配慮しながら実施してまいります。
28	固定的な病気については、薬の支給期間をより長期にするように改めることが出来ないか。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。
29	自らの意思を示せない胃瘦増設などに対して、親族が施術を希望する場合などは、自己負担額を上げるなどの基準を設けたらどうか。	C	医療保険制度の内容については、国が法令等で定める事項ですので、ご意見の趣旨を計画（案）へ反映させることは困難ですが、国に対するご意見として整理いたします。

【6 広域連合議会についてのご意見】

番号	意見の要旨	反映区分	反映に係る広域連合の考え方
30	議会に議員として参加できなくても、被保険者などが積極的に意見表明をできる場を設けるべきではないか。	A	広域連合の行政運営などについて、被保険者の方が意見を表明できる場として、登録モニター制度を設けております。
31	広域連合議員は、最低でも全市町村から選出されるべきではないか。	C	広域連合議員の選出方法などについては、今回のご意見を含む様々な意見を踏まえながら、県内33市町村議会の議決を経て、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約により定めております。
32	被保険者や医療関係者などからの議員選出についても検討すべきではないか。	C	広域連合議員の選出方法などについては、今回のご意見を含む様々な意見を踏まえながら、県内33市町村議会の議決を経て、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約により定めております。
33	議会は県内各地で開催し、傍聴を呼びかけることにより、広範な県民の関心を惹起することができるのではないか。	C	広域連合議会の会場を確保するにあたっては、会場使用料への配慮や日程調整の柔軟性、かつ確実に会場が確保できること、そして傍聴される県民の方々の利便性、より少ない職員での会場設営等効率的な運営、人件費を最小限に抑えられることなどを総合的に勘案した上で、選択しております。

【7 広報広聴活動についてのご意見】

番号	意見の要旨	反映区分	反映に係る広域連合の考え方
34	市町村の広報手段などを活用することも検討してはどうか。	A	ご意見の趣旨は、計画（案）の「広報広聴活動の充実」の記述に反映いたします。
35	高齢者には、ホームページを見ることもできない大勢の人がいるのではないか。	A	ご意見の趣旨は、計画（素案）の「広報広聴活動の充実」に掲載しております。
36	後期高齢者医療制度への新規加入者は今まで加入していた国保や被用者保険とは全く別の制度に移行してきて、十分な周知を受けていないのではないか。	B	ご意見の趣旨は、後期高齢者医療制度の運営にあたり参考にいたします。
37	現在の制度周知方法より、現実に見合った積極的な周知の方法を考慮すべきではないか。	B	ご意見の趣旨は、後期高齢者医療制度の運営にあたり参考にいたします。
38	単にリーフレットで制度周知を図るだけでなく、口頭で丁寧に周知を図ってはどうか。	B	ご意見の趣旨は、後期高齢者医療制度の運営にあたり参考にいたします。
39	各市町村にある老人施設を利用して、月1回の説明会を実施してはどうか。	B	ご意見の趣旨は、後期高齢者医療制度の運営にあたり参考にいたします。
40	75歳到達に伴う国民健康保険料の減免について、リーフレットへ世帯の例をとって表記してはどうか。	B	ご意見の趣旨は、後期高齢者医療制度の運営にあたり参考にいたします。
41	新制度の「最終まとめ」の結語にあるように、「丁寧に分かりやすい言葉で説明し、国民の納得と安心が得られるように…」を地でいくような努力が必要ではないか。	B	ご意見の趣旨は、後期高齢者医療制度の運営にあたり参考にいたします。

【8 その他のご意見】

番号	意見の要旨	反映区分	反映に係る広域連合の考え方
4 2	医療など、各種制度は変遷期にあり、不断の運営技術の改善向上は欠かせないのではないか。	B	ご意見の趣旨は、後期高齢者医療制度の運営にあたり参考にいたします。
4 3	健康診査受診率は、決して高いとは言えず、特定検診項目も不十分であると思う。必要な項目の追加を行い、健康診査の効果を上げることが求められるのではないか。	B	計画（素案）の「健康診査実施体制の確保」に反映しているとおおり、今後も市町村と連携して適切な運営の支援に努めてまいります。
4 4	高齢者が、いつでも手近に楽しく体を動かせる施設などを充実させてほしい。	C	各施設の充実については、市町村などの施策に係る事項であるため、計画（案）への反映は困難ですが、市町村などに対するご意見として整理いたします。